

国指定史跡高屋敷館遺跡

環境整備基本構想・基本計画

平成20年(2008). 1

青森市教育委員会



口絵：国史跡 高麗敷館遺跡航空写真

『高麗敷館遺跡発掘調査報告書』 青森県埋蔵文化財調査センター 1998

青森市航空写真 2005 左巻に合成

はじめに

平成17(2005)年4月に青森市と浪岡町との合併により誕生した「新青森市」には、青森県で初の国史跡となった浪岡城跡のほか、国特別史跡 三内丸山遺跡、国史跡 小牧野遺跡をはじめとする数多くの遺跡が所在しております。

このたび、環境整備基本構想・基本計画を策定することになりました国史跡 高屋敷館遺跡は、旧浪岡町に所在しており、平成6年に国道7号浪岡バイパス建設工事に先立つ発掘調査により、壕と土塁で囲まれた古代の環壕集落が発見されました。この発見を契機として、本遺跡の歴史的重要性が評価されるとともに、地域住民や学術団体など多方面から保存への要望が高まりました。

このため、当初計画していたバイパス経路が変更され、高屋敷館遺跡の保存が図られることになり、古代の遺跡を代表し、この地域の社会情勢を具体的に示すものとして重要であることから、平成13年1月29日に国史跡の指定を受けたものであります。

高屋敷館遺跡がつくられた時期の日本は一般的には平安時代として知られていますが、この時期、東北北部は国の外の地域とされてきました。こうした社会的背景の中で高屋敷館遺跡は、文献史料に記されることが少ない東北北部の歴史を理解するうえで重要であるとともに、後世に残すべき貴重な郷土の財産でもあり、その適切な保護や活用が求められています。

平成12年度には、地域住民による高屋敷館遺跡活用検討委員会から、遺跡の活用計画に係る様々な意見をいただきました。その後、環境整備事業に係る発掘調査の実施により、遺跡にさらなる意義を見出しました。平成16年度には、行政・学識経験者・地域住民による高屋敷館遺跡環境整備委員会が組織され、『高屋敷館遺跡環境整備基本構想への提言』を平成18年3月にいただきました。さらに、平成18年度には、高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議を開催し、学識経験者や地域住民から「基本計画」策定への貴重なご意見をいただきました。

このたび、これらのご意見を基に、国史跡 高屋敷館遺跡を当時の活気ある息吹を感じることのできるような史跡公園として整備するにあたり、その全体像を示した『高屋敷館遺跡環境整備基本構想・基本計画』を策定いたしました。

今後は、この整備基本構想・基本計画に基づきながら、遺跡の保存・整備・活用を推進するとともに、本市が目指す「古の里づくり」が実現できるよう努力して参りたいと存じております。

最後になりましたが、高屋敷館遺跡に調査の賑が入ってから現在に至るまで、ご理解とご協力をいただきました各位、本構想・計画を策定するにあたりご指導をいただきました方々に、心より感謝申し上げます。

平成20年1月21日

青森市教育委員会 教育長 角田 詮二郎

目 次

はじめに

第1編 高屋敷館遺跡環境整備基本構想

第1章 遺跡の概要	3
(1) 遺跡の位置	3
(2) 歴史的背景	4
(3) 発掘調査成果	6
(4) 周辺の遺跡	9
(5) 土地利用計画	10
第2章 経緯	12
(1) 史跡指定に至る経緯	12
① 発掘調査事業	
② 公有化事業	
(2) 環境整備の経緯	15
① 整備事業に係る委員会・会議	
② 環境整備事業	
第3章 基本理念	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本方針	17

第2編 高屋敷館遺跡環境整備基本計画

第1章 整備全体の考え方	21
(1) 基本計画の目的と位置づけ	21
(2) 環境整備の方向性	22

第2章	ゾーニング	23
(1)	復元的整備区域	23
(2)	保存・修景区域	24
(3)	学習施設等設置区域	24
第3章	整備手法	25
(1)	保存・保護事業	25
(2)	遺構の整備	26
(3)	見学路	31
(4)	自然地形の整備	31
(5)	便益施設	31
(6)	植栽	32
第4章	活用の方法	33
(1)	現地見学	33
(2)	活用事業	33
(3)	地域とのかかわり	34
第5章	ガイダンス機能	35
(1)	施設	35
(2)	展示	35
第6章	整備年次計画	36
第7章	関連法令	37

第 1 編

高屋敷館遺跡 環境整備基本構想

第1章 遺跡の概要

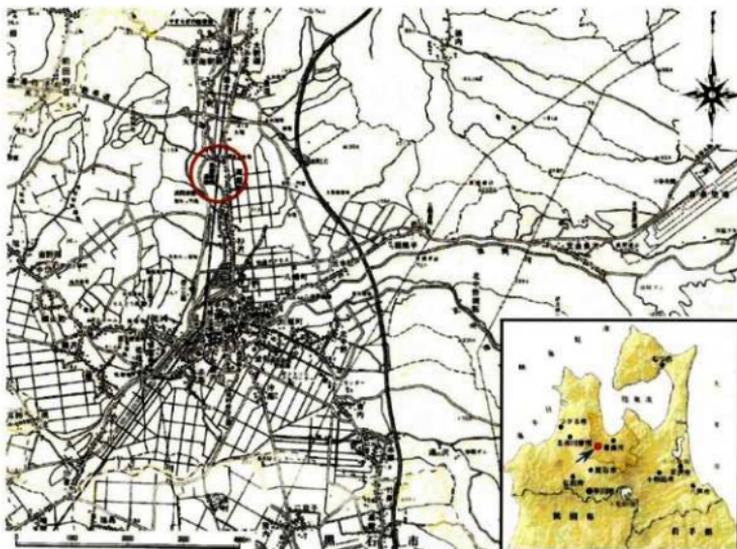
(1) 遺跡の位置

国史跡 高屋敷館遺跡は、青森県青森市浪岡地区に所在します。

浪岡地区は、青森市の南西部にあたり、北西の五所川原市や南西の弘前市・黒石市と、青森市街地を結ぶ交通の要衝となっています。地形からみると、東側の八甲田山系を北端とする奥羽山脈、西側の梵珠山系にはさまれた津軽平野の北東部に相当します。

本遺跡は、青森市と五所川原市の境にほど近い、梵珠山系に連なる標高40～44mの前田野目台地の東側に位置しています。遺跡の東側には、北側に臨む梵珠山（標高468m）に源を発し、台地東縁部をほぼ南流する大沢通川があり、下流で岩木川水系の一級河川である浪岡川と合流しています。

現在、周囲の丘陵部はりんご園として利用され、遺跡東側には鉄道（奥羽本線）が、西側には遺跡調査の契機となった国道7号浪岡バイパスがとっています。



第1図 高屋敷館遺跡位置図

(2) 歴史的背景

「^{環と土壘}環と土壘で囲まれた^{陸奥国}陸奥国遺跡」である、国史跡 高屋敷館遺跡（以降「高屋敷館遺跡」とする）が営まれた当時の日本は、一般には「平安時代」として知られています。

この時期の東北地方には、陸奥国（現在の宮城・福島・岩手県の一部）、出羽国（現在の秋田・山形県の一部）がありましたが、「征夷大將軍 坂上田村麻呂による東国の平定」の伝説で知られるように、平安京を中心とした「日本」には含まれないとみなされた地域もあり、独自の文化や生活が営まれていました。

第1表 古代の歴史的なうごき

年(西暦)	内 容	中央のうごき	県内の主要な遺跡ほか
8世紀	延暦十二年 (793)	<奈良時代> 平安京遷都 <平安時代>	淡路八幡宮建立(縁起)
	延暦十五年 (796)		
9世紀	斉衡二年 (855)	『日本書紀』完成 遣唐使終了 『日本三代実録』完成	高屋敷館遺跡 五所川原須磨野麻跡 羽黒平(1)遺跡 野尻(2)遺跡 山元(3)遺跡 山元(2)遺跡 野尻(3)遺跡 野尻(4)遺跡 源常平遺跡 林ノ前遺跡 新田(1)遺跡 中里城遺跡
	元慶二年 (878)		
10世紀	天慶二年 (939)	摂関政治	
	天曆元年 (947)		
11世紀	永承六年 (1051)	鎮 政 <鎌倉時代>	
	永保三年 (1083)		
12世紀			
			東北北部が陸奥国に組み込まれる

東北北部に住む人は、『日本後紀』や『日本三代実録』などの文献では「蝦夷」や「蝦夷」^{（蝦夷）}と記され、当時の「日本」とは緊張関係を持ちながら交流していたことがわかります。

九世紀以降の史料には、陸奥国や出羽国で起こった国司や城司らの収奪に端を発する蝦夷の反乱が記されていますが、八戸市林^{（林）}前遺跡の発掘調査では、銀製の刀装具や後手に縛られた人骨が発見され、記録に残る東北北部の社会情勢の一面を理解できるものと考えられています。

さらに、五所川原市に所在し「日本列島最北の須恵器窯跡」として知られる、国史跡五所川原須恵器窯跡や、壺^{（壺）}土器、櫛^{（櫛）}など律令社会に特徴的な文物が多数発見された青森市新田（1）遺跡なども同時代の遺跡であり、物資の流通があったことがわかりました。

浪岡地区を含めた津軽では、九世紀以降になると丘陵地の中腹に密集して人が居住するようになります。特に、本遺跡の位置する丘陵地や、対岸の八甲田山系に連なる丘陵地では、九世紀から十一世紀にかけて営まれた集落が多数確認されています。

この地域で行われた発掘調査では、整然と軒を並べて同じ規格の建物が並び様子や^{（形）}周溝^{（溝）}が多数確認され（野尻（2）遺跡・野尻（3）遺跡・野尻（4）遺跡）、計画的な集落を作っていたことがわかりました。さらに、本遺跡よりも古い時代から溝で区切られた空間があることも確認されました（野尻（4）遺跡・山元（2）遺跡）。野尻（4）遺跡の区切られた範囲内には、同時期に2棟程度の建物が作られた一方、山元（2）遺跡では建物の痕跡が確認できませんでした。

区画施設が設けられるようになった原因については、現在研究に携わっている研究者によって様々な見方があり現時点でははっきりしていませんが、これらの遺跡は、壕と土壁で囲まれた高屋敷型遺跡の原型となる可能性があります。

古代の集落に住んでいた人々は、農業などの食料生産活動や窯をつくりうつわを製作するなどの生産活動、流通に関連した活動をなりわいとしていたことが知られています。

文献によると関東以北の地域は馬の産地とされ、交易の様子も多く記されていますが、周辺遺跡の調査では馬の姿が刻まれた土器、飼葉桶が発見されたため、高屋敷型遺跡の周辺でも馬産を行っていた可能性が考えられています。さらに、九世紀から鉄精錬や金属器を製作していたことも確認されています。

このように、土器・木製品・鉄製品や穀物など様々な製品をつくり、集落が各地に広がる中で、壕と土壁で周囲を囲まれた特徴的な形態の集落である、高屋敷型遺跡が生まれたものと考えられます。

(3) 発掘調査成果

発掘調査は、開発に伴う事前調査や史跡指定後の学術調査など、計5ヶ年行いました。遺跡の北側や東側では全面を開発に係る事前調査として実施し、壕と土壁で囲まれた主要部西側では学術調査の一環として確認調査が行われた結果、遺跡の概要が明らかになりました。一方、遺跡の西側及び南側の大部分は、発掘調査をせずに保存しています。

① 集落のかたち

南北約110m、東西約80mの南北に長い不整形の集落が、北・西・南側にある壕で囲まれ、さらに土壁で取り囲まれていました。遺跡の東側には大沢迦川が近接しているため、この集落は三方を壕で、一方を川で囲まれていたこととなります。

現在、囲まれている範囲は約3,800㎡ありますが、東側の一部が河川などの影響により崩落しているため、実際には4,000㎡以上あったと考えられます。

この集落は、10世紀ごろから12世紀初頭までは続き、11世紀に最盛期を迎えました。

② 壕と土壁

壕は「空ぼり」状で、幅6～8m、深さ3～4mの規模でつくられました。何度か部分的に補修して利用していたようです。土壁は壕を掘り上げた土を壕の外側に積み上げ、一部叩き締めてつくられました。現在では、土壁の上部は削られて高さ1mほどしか確認できませんが、当初はもっと高さがあり、土壁の一番高いところから壕の一番低いところまでは5m以上の落差があったと考えられます。



写真1 北壕・北側土壁調査風景(東から)

宮城県埋蔵文化財調査センター 提供

集落がはじまった当時の集落には、壕や土壁はありませんでした。10世紀中ごろ以降に壕と土壁が造られ、12世紀にはほとんどが埋め戻されていたようです。



第2図 発掘調査検出遺構平面図

③ 導線

集落へ入るには、本遺跡の西側に隣接する遺跡の調査で発見された道をとおり、遺跡西側の土壁が途切れた箇所にある橋（木製と考えられます）をわたるルートがあります。

橋をわたると木柱による門が構えられ、門柱から北方向へ木を打ち込んだ橋が並んでいました。また、集落内には、施設間をつなぐ通路がありました。

④ 建物

集落には、半地下式住宅（竪穴住居跡）、もしくは平地式の住宅と考えられるもの、鉄製品や銅製品を製作していた工房のほか、倉庫、井戸、そのほか幾つかの施設がありました。

確認された建物跡の数と集落が10世紀ごろから12世紀初頭まで続いたことを考えると、常時10～15軒の建物が軒を連ねていたと考えられます。

⑤ 出土品

多量の皿、壺、甕などのうつわ（土師器・須恵器）や漆器碗、土鍋・鉄鍋・竪杵などの調理用具、刀子（ナイフ）、農耕具（鉄製クワ先・鎌・鉄斧）、織紐をつくる道具（索引釜・紡錘車）、ムシロを編むために使われた木製の槌棒などの生活用具が発見されました。また、建物の構造材とみられる多量の木材や鉄釘、鍛冶の道具（鍛場・鋸口）、鍛冶作業の残骸である鉄滓も多量に発見されました。ほかにも、矢の先端部（鉄鏃）や刀の部品などがあります。

また、穀物（イネ・オオムギ・コムギ・アワ・ヒエ）やマメ類が発見されたため、当時の人々はこれらの植物を食べていたと考えられます。さらに、特徴的な形のうつわ（把手付土器・内耳土器）や、北方の文化の影響を受けてつくられたうつわ（原文土器）、宗教用具の可能性が考えられる土鈴や籬杖状鉄製品、銅碗なども発見されました。



2-1 うつわ（土師器）



2-2 特徴的な形のうつわ（内耳土器）

写真2 発掘調査で発見された遺物



3-3 羽口（鐵冶炉に風を送るための道具）



3-4 槌杵



3-5 槌杵（ムシロを織むための道具）

写真3 発掘調査で発見された遺物 『高麗数館遺跡発掘調査報告』青森県埋蔵文化財調査センター 1997 より転載

⑥ 集落の性格

農耕や金属加工をなりわいとする人々が住んだ集落と考えられますが、大規模な壕と土壁という区画施設や宗教用具と考えられる資料が多数発見されたため、外と積極的に区画する必要のある特別な集落であった可能性も指摘されています。



第3図 高麗数館遺跡想定復元図（11世紀） 『11世紀の史跡高麗数館遺跡 推定復元図』（高島 成情氏画）

『国史跡高麗数館遺跡環境整備報告書Ⅱ』青森市教育委員会 2006 より転載

(4) 周辺の遺跡

高屋敷館遺跡で人々が生活する以前から、浪岡地区では、広範囲にわたり生活の痕跡が確認されています。集落の周辺地域では、9世紀から10世紀中ごろにかけて大規模な集落がつけられました。北から山本遺跡、野尻(1)遺跡、野尻(4)遺跡、野尻(2)遺跡、野尻(3)遺跡が本遺跡に連続し、南には山元(2)遺跡、杉沢山元(4)遺跡、山元(3)遺跡があります。

これらの遺跡では、高屋敷館遺跡と同様、国道7号浪岡バイパスの建設及びバイパス迂回路建設に係る事前調査が行われ、この丘陵地で300年以上の間、人々が多様な生活をしてきたことがわかりました。

高屋敷館遺跡の南側や西側では、建物跡や溝跡、多数の生活用具が発見されました。一方、北側では、他とは形の違う建物が整然と並び、円形に掘られた溝で囲まれた墓(円形周溝墓)が密集して並ぶ様子を確認することができました。

さらに、高屋敷館遺跡の西側では、2箇所で南北方向に延びる道路が発見され、人々が山沿いの道をとっていたことがわかりました。

これら一連の調査においても、津軽全域で見られる、8世紀段階までは集落数が極端に少ない一方、9世紀以後は集落が急激に増加する傾向が確認されました。

加えて、浪岡地区だけでなく、文献に記されることの少ない東北地方の古代史を理解する上で貴重な、様々な調査成果が明らかになりました。



第4図 高屋敷館遺跡周辺の遺跡

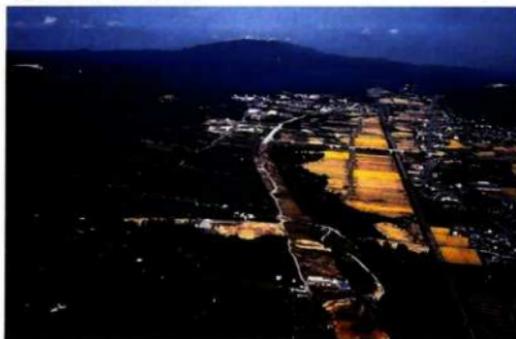


写真4 国道7号浪岡バイパス工事路線調査時の航空写真(南から)

(5) 土地利用計画

① 現状

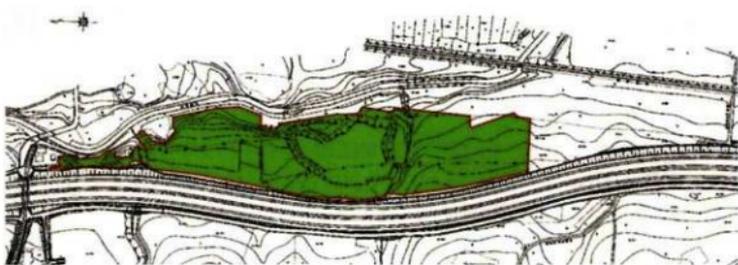
高屋敷館遺跡の史跡指定地は、国道7号浪岡バイパスに面した南北500m、東西80mの紡錘形状の敷地となっています。

平成13年に国史跡に指定された際には、指定地の中には緊急発掘調査の行われた元バイパス用地の他、個人所有の栗樹園、畑などがありました。

国史跡指定後すみやかに公有地化事業が行われたため、現在は一部水路敷きなどの国有地が残る以外は、全て市有地となっています。

遺跡へは、現在国道7号浪岡バイパス東側の道をとおり、遺跡南側から入る一経路を利用しています。遺跡東側はJR東日本（奥羽本線）の防雪林並びに大釈迦川があり、遺跡西側にはバイパスが接していますが、バイパスの西側には栗樹園や山林が隣接して広がることから、本遺跡は『青森市景観計画』中で「歴史・文化的景観地域」、周辺部は「自然景観地域」として位置づけられています。

現在本遺跡内では、保存・保護工事とともに草刈をはじめとする管理業務も行っていますが、本遺跡の現状変更は、原則としてこのような環境整備事業に係る事項のみを対象としています。



第5図 史跡指定範囲

② 保存管理の基本方針

史跡指定地は、復元的整備区域、保存・修景区域など、ゾーンにより異なった整備・活用計画となるため、それぞれの区域に適合した保存整備・合理的な利用・管理・運営体制とする必要があります。

保存管理の基本方針については、次のとおりです。

- ・ 遺跡の恒久的な保護のため、文化財保護法に基づく現状変更については、原則として整備保存事業・整備活用事業以外の目的では行いません。
- ・ 本遺跡は、日本の歴史を理解する上で欠くことのできない貴重な遺跡であることから、多くの来訪者に親しまれるような史跡公園整備を目指します。
- ・ 本遺跡の特色や歴史的背景を検討し、探求するとともに、保存状態などの経過を見守りながら、保存管理・整備事業を推進します。
- ・ 指定地内には、本市の所有地のほかに国有地（水路敷ほか）がありますが、遺跡の適切な保存及び整備を円滑にすすめるため、これら国有地の取得も検討します。
- ・ 史跡の保存・整備・活用にあたっては、文化財保護法はもとより、青森市都市公園条例など、関連法令を遵守しながらすすめます。
- ・ 史跡の保存・管理にあたっては、地方自治体の役割として、景観にも配慮しながら防火・防災などを徹底するとともに、ボランティア並びに地域住民の協力や参画も考慮します。
- ・ 地震・風水害などによる災害時においては、史跡の保存・管理の観点から遺跡の被災状況の把握や対応を速やかに行うとともに、平時より防災施設や緊急連絡網・行動マニュアルを整備し、防災機関との連携を図ります。

第2章 経緯

(1) 史跡指定に至る経緯

高屋敷館遺跡の発掘調査は、国道7号浪岡バイパス建設に係る事前調査として平成6(1994)年から翌年にかけて青森県埋蔵文化財調査センターにより行われました。調査がすすむと、この遺跡が大規模な壕と土壁で囲まれていることが明らかになり、遺物も多種多様であったため、極めて重要な遺跡であると評価されるようになりました。

平成8(1998)年には浪岡町教育委員会により主要部西側の壕の発掘調査が行われました。新聞をはじめ報道も相次ぎ、高屋敷館遺跡は日本の歴史の理解に欠くことのできない貴重な遺跡であると広く認識され、地域住民や歴史学会など各方面から保存への要望が高まりました。

このため、全国的にも稀なバイパス経路の変更による遺跡の保存が決定され、平成13(2001)年1月には、バイパス経路迂回により保存された隣接遺跡を一部含む「史跡高屋敷館遺跡」として、国史跡の指定を受けました。

第2表 史跡指定までのあゆみ

年 月	事 項
昭和36(1961).10	青森県遺跡台帳に登録
平成 6(1994).6	県埋蔵文化財調査センターにより発掘調査実施(第一次)
7(1995).5	県埋蔵文化財調査センターにより発掘調査実施(第二次)
8(1996).10	「日本史のなかの北の防衛性集落」弘前シンポジウム開催 (主催 北方古代史学会 村越 潔会長) 研究者の中から、高屋敷館遺跡の学術的な重要性の指摘と保存要望が高まる。
10(1998).9	日本考古学協会(埋蔵文化財保護対策委員会委員長 矢島 國雄)から文化庁長官・青森県知事・青森県教育長・浪岡町長・浪岡町教育長・建設省東北地方建設局長・建設省東北地方建設局青森工事事務所長あてに「高屋敷館遺跡の保存に関する要望書」提出 文化庁・県教委・県土木部・建設省・浪岡町の協議を開催 文化庁は記念物課長名による遺跡の重要性に関する異例の文書と、国有地に対しても国庫補助を運用するとの配慮を提示した。
11(1999).6	浪岡町長、青森県知事に国道7号浪岡バイパスの迂回前提として要望

高屋敷館遺跡保存のため、

① 高屋敷館遺跡を保存しつつ、国道7号浪岡バイパスの整備促進を図っていただきたい

② これに係わる浪岡町の経費負担について、財政廳のおり軽減を図っていただきたい

平成 11(1999).6	県教育委、国道7号浪岡バイパス迂回ルートの試掘調査を実施
11(1999).12	国道7号浪岡バイパス及び高屋敷館遺跡保存に関し、浪岡町・建設省・文化庁・県教委の4者協議開催 土地開発公社による先行取得と補助金対応を協議
12(2000).7	浪岡町長、史跡指定申請書を提出 青森県都市計画審議会開催 国道7号浪岡バイパス経路迂回了承。
12(2000).10	土地交換に関する第1回調整会議開催(建設省・県教委・浪岡町)
12(2000).11	国文化財保護審議会、史跡指定とするよう答申 高屋敷館遺跡の取扱いに係わる確認書締結
<p>高屋敷館遺跡の取扱いに係わる確認書</p> <p>高屋敷館遺跡の保存・活用と一般国道7号浪岡バイパス整備促進の手続きを進めるにあたり、基本事項についてお互いに確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 浪岡町高屋敷館遺跡の保存・活用及び一般国道7号バイパスの整備促進のための財源の確保等に努めること。</p> <p>2 国史跡に指定される現在建設省所有のバイパス用地と、浪岡町において取得する新たなバイパス予定地と、速やかに交換されるよう努めること。 平成12年11月29日</p> <p style="text-align: right;">建設省東北地方建設局青森工事事務所長 印 浪 岡 町 長 印 青 森 県 教 育 委 員 会 教 育 長 印</p>	
12(2000).11	都市計画変更、県報告示(国道7号浪岡バイパス経路迂回)
13(2001).1	国史跡指定告示 平成13年1月29日 文部科学省告示第18号
<p>【 指定理由 】</p> <p>津軽中部に所在する大規模な濠と土塁を巡らした平安後期の環濠集落跡、濠と土塁を巡らす遺跡は一般に弥生時代や中世に見られるが、古代のものは、近年、律令国家の直接支配が及ばない東北地方北部と北海道南部のみに分布することが明らかになった。本遺跡は同種の遺跡を代表し、この地域の社会情勢を具体的に示すものとして重要である。</p>	
<p>指定面積 : 29,762.72 m²</p> <p>所 在 地 : 青森県南津軽郡浪岡町大字高屋敷字野尻</p> <p>12番ノ5のうち実測4,982平方メートル、21番のうち実測14平方メートル、23番ノ1、23番ノ2、23番ノ6、29番ノ1のうち実測303平方メートル、37番ノ1のうち実測1,347平方メートル、38番ノ1、38番ノ2、40番ノ1、40番ノ2、40番ノ7、41番ノ1のうち実測603平方メートル、41番ノ5のうち実測783平方メートル、41番ノ6のうち実測1,281平方メートル、41番ノ16のうち実測633平方メートルの地域内に介する道路跡及び水路を含む。</p>	

① 発掘調査事業

青森県埋蔵文化財調査センターと青森県教育庁文化課が 2 カ年の緊急発掘調査、さらに、浪岡町教育委員会及び青森市教育委員会が、環境整備事業に係り 3 カ年の発掘調査を行いました。

第 3 表 発掘調査概要

年 度	対 象	調査面積 (㎡)	調 査 主 体	備 考
平成 6 (1994)	高屋敷館遺跡	*	青森県埋蔵文化財調査センター	緊急調査
	野尻(3)遺跡	7,200		
7 (1997)	高屋敷館遺跡	*5,600	青森県埋蔵文化財調査センター 青森県教育庁文化課	緊急調査
8 (1998)	高屋敷館遺跡 (土壁食い違い箇所、西壕)	40	浪岡町教育委員会	環境整備 事 業
1 6 (2004)	史跡 高屋敷館遺跡主要部内 西側遺構確認調査	70	浪岡町教育委員会	環境整備 事 業
1 7 (2005)	史跡 高屋敷館遺跡主要部内 西側遺構確認調査	1,270	青森市教育委員会 浪岡教育事務所	環境整備 事 業
計		14,180		

(*2 カ年で)

② 公有化事業

史跡指定後の平成 1 3 年度から 1 4 年度にかけて、国庫・県費補助及び町単独事業として、指定地内民有地の公有化を行いました。

第 4 表 公有化事業概要

年 度	概 要	面 積 (㎡)	実績事業費 (円)
平成 1 3 (2001)	指定地用地取得 並びに 立木補償	8,144	63,846,286
1 4 (2002)	指定地用地取得 並びに 立木補償	20,964	160,043,495
計		29,108	223,889,781

(2) 環境整備の経緯

高屋敷館遺跡の史跡指定並びに環境整備事業に係り、地域住民や学識経験者を中心に各種委員会並びに検討会議を開催しました。

各委員会・会議の概要並びに環境整備事業の概要は次のとおりです。

① 整備事業に係る委員会・会議

1. 高屋敷館遺跡活用検討委員会

平成12(2000)年に高屋敷館遺跡を国史跡指定申請するにあたり、遺跡の将来的な活用法を検討するため、地域住民による「高屋敷館遺跡活用検討委員会」が設置されました。白熱した議論の中で遺跡の将来的な活用法を検討し、史跡整備・活用・広報活動などに係る要望をまとめ、平成13年2月15日に意見書が答申されました。

2. 史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会

本格的に高屋敷館遺跡の環境整備事業をすすめるにあたり、平成16(2004)年には、遺跡の環境整備の基となる基本理念や整備方針などを検討するため、「史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会」が組織されました。文化庁、県教育委員会文化財保護課を参与とし、専門家と地域住民による議論を積み重ね、平成18(2006)年3月には、『史跡高屋敷館遺跡環境整備基本構想への提言』が答申されました。

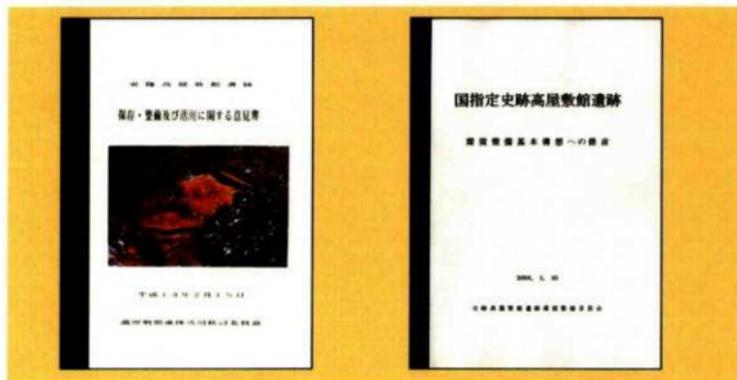


写真5 左－『史跡高屋敷館遺跡 保存・整備及び活用に關する意見書』
右－『国指定史跡高屋敷館遺跡 環境整備基本構想への提言』

3. 史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議

整備の具体像を示した基本計画を策定するにあたり、文化庁記念物課、県教育委員会文化財保護課をオブザーバーとし、専門家と地域住民からなる「史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議」を平成18（2006）年度に開催しました。

全3回の会議では、整備の手法・活用の方法など貴重な専門的意見をいただきました。

② 環境整備事業

第5表 環境整備事業概要

(平成19年度迄)

年度	概 要	整備面積 (㎡)	調査面積 (㎡)	事業実績 (千円)	事業主体
平成 8 (1996)	西壕の調査		40	町単独事業	浪岡町教育委員会 生涯学習課
1 6 (2004)	露出遺構埋め戻し 主要部内西側遺構確認調査	358	70	国・県補助事業 5,000	浪岡町教育委員会 生涯学習課
1 7 (2005)	露出遺構埋め戻し工事用仮設 道設置 主要部西側遺構確認調査	900	1,270	国・県補助事業 10,800	青森市教育委員会 浪岡町教育事務所 社会教育課
1 8 (2006)	露出遺構(Ⅰ)埋め戻し	550		国・県補助事業 5,000	青森市教育委員会 文化財課
1 9 (2007)	露出遺構(Ⅱ)埋め戻し	1,470		国・県補助事業 8,210	青森市教育委員会 文化財課
	計	3,278	1,380	29,010	

第6表 維持管理業務概要

(平成19年度迄)

年 度	概 要	維持管理面積 (㎡)	事業実績 (千円)	業務形態
平成15～17	雑草木刈払い	約 30,000		直 営
1 8 (2006)	雑草木刈払い	約 30,000	278	委 託
1 9 (2007)	雑草木刈払い	約 30,000	287	委 託
	計		565	

第3章 基本理念

(1) 基本理念

国史跡 高屋敷館遺跡は、「平安時代後期の律令国家の直接支配が及ばない地域のみ分布する特徴的な集落を代表する、重要な歴史遺産である」として、建設省（現国土交通省）など関係部署との調整の結果、調査の発端となった国道7号浪岡バイパスの予定経路を変更して保存し、国史跡に指定された古代の環壕集落遺跡です。

このため、国民の貴重な財産である「国史跡 高屋敷館遺跡」を次の世代に継承することが行政の責務であることから、遺跡の適正な保存に積極的に取り組みます。

併せて、発掘調査や歴史研究の成果を広く社会へと還元するため、歴史を正しく伝えるとともに、当時の活気ある息吹を感じることでできるような整備につとめます。

さらに、多くの人に親しまれるような活用を目指します。

このような理念のもと、本市では、遺跡の保存・整備・活用を大きな柱として、国史跡 高屋敷館遺跡の環境整備をすすめます。

(2) 基本方針

- ① 国民の財産である、国史跡 高屋敷館遺跡を次代に継承できるよう、良好な状態で保存することを最優先し、歴史的文化資産としての本質的価値を高めるような環境整備を行います。
- ② 国史跡 高屋敷館遺跡を、誰もが自由に見学し・体験し・深く理解できるようつとめます。遺跡の学術的、歴史的な価値や意義を知る上で必要な資料の収集や収録、情報の提供や発信をするための施設を整備し、視覚的效果を活かした遺構復元を目指します。
- ③ 隣接する大釈迦川、遠方に箕珠山や八甲田山系などを望むことのできる恵まれた立地環境を活かし、自然に恵まれた景観を守りながら、周辺の自然環境・社会環境と一体感のある史跡公園として整備をすすめます。
- ④ 周辺の史跡・名勝などの学術資源や教育資源、及び観光資源とのネットワークをつくりながら地域とのかかわりを深め、歴史・文化に触れ、郷土を学び、豊かな感性を育てるためのより良いまちづくりを目指します。



写真6 東側に望む八甲田山系

第 2 編

高屋敷館遺跡 環境整備基本計画

第1章 整備全体の考え方

(1) 基本計画の目的と位置づけ

近年、全国的に史跡を含む文化財の保存と活用を目的とした整備事業は活発にすすめられ、その成果が着実に表れはじめています。特に最近では、事業数の増加や事業規模の拡大に伴い、地域の特色や創意を活かしながら弾力的に事業をすすめることが重要となっています。

青森市においても、国特別史跡 三内丸山遺跡、国史跡 小牧野遺跡・高屋敷館遺跡・浪岡城跡といった史跡のネットワーク化を図る「古の里づくり」をすすめ、本市の魅力をより高めるとともに、史跡を訪れる人々が歴史・文化に触れ、郷土を学び、豊かな感性を磨くためのより良いまちづくりを目指しています。

「古の里づくり」の柱となる国史跡 高屋敷館遺跡は、文献史料に記されることの少ない古代の東北部を理解する上で貴重な歴史資料として、高い学術的評価を受けています。

この『基本計画』は、『高屋敷館遺跡環境整備基本構想』を基に環境整備事業を推進することを目的とし、整備の方向性、ソーニング、整備手法、活用方法、ガイドランス機能等の面から、具体的方向性を定めたものです。

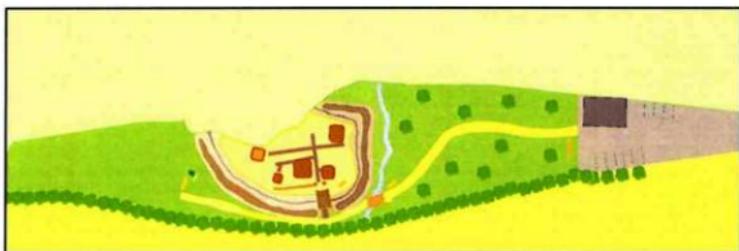
なお、本市の策定した『青森市総合計画—ネクスト Aomori 推進プラン—/前期基本計画』では、史跡の保存・整備・活用を通じた文化財保護意識の普及・啓発を施策のひとつに位置づけています。このため、本遺跡の環境整備事業は、本『基本計画』を基に、『市総合計画』との整合を図りながら、適正な進行管理と推進体制により計画的にすすめます。



第6図 青森市内の国特別史跡・国史跡位置図

(2) 環境整備の方向性

- ① 遺構保存・保護の観点から、盛土工事などの措置を早急に講じるとともに、整備の基本理念に最も適した保存方法を検討します。
- ② 実物大復元などの整備にあたっては、遺跡の最盛期である11世紀の塼や土壁、建物などの構造物を対象とし、遺跡の特徴を来訪者に伝えられるような工法とします。
- ③ 来訪者への便益施設として史跡指定地外の隣接地にトイレ、指定地内外に説明板や標識などを配置します。指定地内に配置する説明板や案内板などの看板についても、設置箇所並びに設置数、デザインなどの統一性に配慮します。
- ④ 遺跡の環境整備は調査成果の蓄積や研究が大きく進展するなど、将来学術的進展や新知見が得られた段階で事業内容や計画などを見直し、建物の復元手法や説明板の変更も検討します。



第7図 整備イメージ

第2章 ソーニング

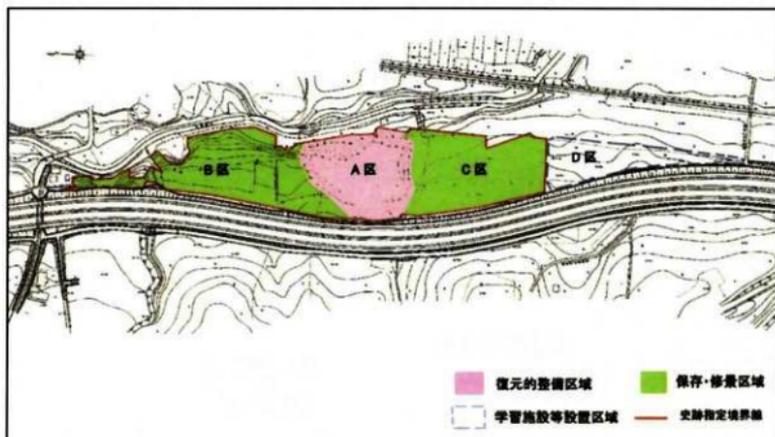
(1) 復元的整備区域 (A区)

史跡中央部の土塁と壕で囲まれた部分 6,600 m²ほどに相当します。

土塁や壕の復元整備や建造物の実物大復元、建造物の造作や展示整備などを行い、古代の集落を復元し、公開する区域とします。

この遺跡では、10世紀以降に壕と土塁がつくられ11世紀に最も栄えたため、発掘調査や学術的研究の成果を活かしながら11世紀の集落を復元することとし、古代の「生活の場」に触れ、遺跡の歴史的文化資産としての特徴が理解できるような整備を行います。

このように、本区域は実物大の立体的な構造物などを整備することで、11世紀の集落を素材とした地域史学習の場となります。



第8図 ソーニング図

(2) 保存・修景区域 (B・C区)

本区域は、復元的整備区域の北側(B区)及び南側(C区)の、約23,000㎡に相当し、全体に盛土被覆した後、古代の景観や環境の復元を目的とした緑化、修景の整備を行います。また、見学路や防災・安全のための維持管理施設も適宜配置します。

北側は、緊急調査によりほぼ全域で発掘調査が行われ、9～10世紀の集落が確認されました。本遺跡の整備は、11世紀の古代集落を表すことを目指しているため、本区域では遺構の実物大復元は行わない一方で、別時代の歴史を理解できるような施設(写真を付した説明板や野外模型)を配置します。

南側は、平成17年度の発掘調査で遺構面までの堆積状況などを確認しましたが、大部分は未調査区域であることから、保存区域と位置づけ、主に北側同様に緑化、修景を主体とした広場的な整備とします。

緑化にあたっては、草花、低木ともに根が地中に影響を及ぼさない在来種を優先して観賞・活用できる植物の選定や配置を行い、周辺景観と一体となった整備を目指します。

さらに、大釈迦川に注ぐ小川(沢)を活かした整備や、古代の農業(穀物生産ほか)、畜産などの生産活動を体験できるような整備も検討します。

広場を活用した歴史事業、野外体験事業、生涯学習の場としても活用することができます。

(3) 学習施設等設置区域 (D区)

遺跡の環境整備は、史跡の保存とその公開・活用を目的とすることから、地域の歴史に対する認識を深めて、将来に継承するためにも、来訪者に十分配慮した学習施設・便益施設を設けることが必要となります。

このため、遺跡への導入路となる史跡範囲の南側に隣接する一帯を学習施設等設置区域と想定します。本区域では、駐車場の確保やガイダンス機能の充実を回り、案内サービスなどを提供するともに、防火・防災設備を備え、復元建物や遺跡の維持管理、雑草木の刈り払いなどを行う、管理事務所の設置も検討します。

来訪者は、まず本区域で本遺跡の基本的な知識を得た後に保存・修景区域をとおる復元整備区域へと移動することにより、さらに理解を深めることができます。

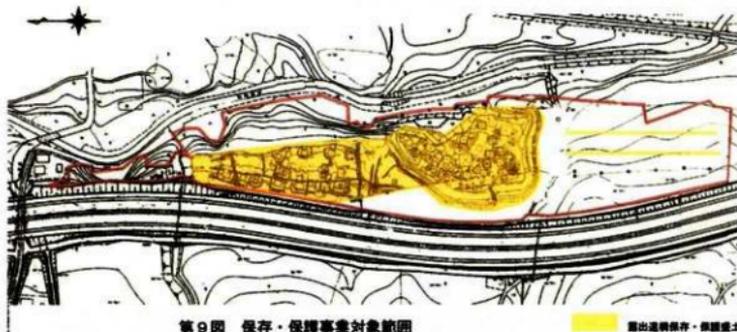
第3章 整備手法

(1) 保存・保護事業（盛土被覆）

史跡整備事業にあたっては、はじめに遺跡・遺構保護を目的とした保存・保護盛土を施し、その上に整備用盛土を行い整備の基盤をつくります。将来の建物復元を念頭においた遺構保護盛土厚を確保することで、地下に埋蔵される遺構・遺物に影響を及ぼすことなく、盛土造成面で整備工事ができます。

史跡指定地は、現在中心となる壕と土壁に囲まれた部分（主要部）の建物跡・壕・土壁（遺構面）が平成6年度からの発掘調査により露出しています。

このため、平成16年度から環境整備事業の一環として継続的に露出遺構の保存・保護を目的とした盛土工事を実施しています。



第9図 保存・保護事業対象範囲

露出遺構保存・保護盛土範囲



写真7 盛土保護対象の壕（南壕）

(2) 遺構の整備

壕と土壁は本遺跡の最大の特徴であるため、来訪者が遺跡の特徴を視覚的に理解できるように、壕・土壁・建造物などをその場で復元的に整備します。立体的な整備を行う際は、調査成果を精査し、歴史的真實性に最大限配慮した技術や工法、材料とします。

その他にも、周辺遺跡までを網羅した模型や発掘調査写真を添えた説明板などを設けることで、整備する11世紀以外の時代や遺構についても理解できるように配慮します。

(本項でアルファベット表記した遺構略称は、『国史跡高屋敷遺跡環境整備報告書Ⅱ』2008 青森市教育委員会 によるものです。)

壕

壕は集落を取り囲むように北・西・南側・東側の一部に巡らされています。

東側で一部削られています。現在は210mほどを確認することができます。断面が箱葉研状もしくは三角形状を呈し、最深部は確認面から最大4.5m、現存する土壁の一番高い地点からは5.5mほどの落差があります。

調査の結果、南側では6~7mと幅広ですが、東側では5m程度と幅狭になることが明らかになりました。常時は水の溜まらない状態であったようです。また、10世紀中ごろに造られ、2度以上掘り直して利用された後に、12世紀以降の、ある時期に埋め戻されたことがわかりました。

遺跡の特徴を顕著に現す構造物であることから、その場で実感できるように、復元的に整備します。また、堆積層の写真や断面転写(剥ぎ取り)を利用した、立体感のある展示も検討します。

土壁

土壁は壕よりは短く、現在は壕外側に沿うように総延長190mほどを確認できます。現況は高さ1m程度ですが、土壁の上部は壕の埋め戻しや近現代の農作業などの影響を受け削られていることから、現況以上の高さがあったと考えられます。土壁の基礎は西側では幅7~8mですが、北・南側では2~2.7mと、急激に狭くなります。

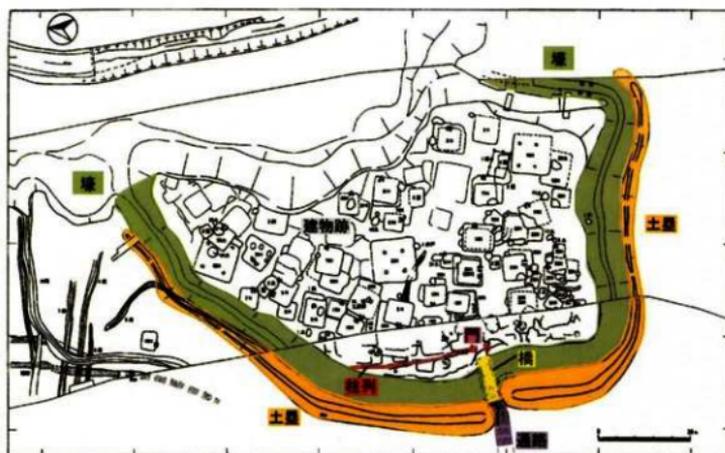
調査の結果、壕を掘った際の土砂を積み上げ、一部叩き締めて造られたことがわかりました。

遺跡の特徴を顕著に示す構造物であることから、特徴を実感できるように、復元的に整備します。

(木)橋

遺跡主要部(平場)への唯一の出入り口部に架かっていたと想定されます。

西壕の両端において構脚の「受け」と想定し得るくぼみ状の遺構(SX-57)を確認したことから、土構ではなく欄干のない木製の橋が架けられていた可能性があります。壕をわたり集落内部に入ることのできる出入り口であることから、利用者の安全に配慮しながらも復元的に整備します。



第10図 堀と土塁

『国史跡高麗敏達遺跡環境整備報告書Ⅱ』 2006 青森市教育委員会 に加筆

通路・
生活面

土塁が途切れ東西に食い違う箇所、橋に至る通路 (SX-58・59)、橋から「門」にかけてスロープ状の通路 (SX-42) を確認しました。

主要部北側では、東西方向に道路跡と考えられる遺構が確認され、遺跡西側をまわりこむ道路の延長箇所と解釈されています。

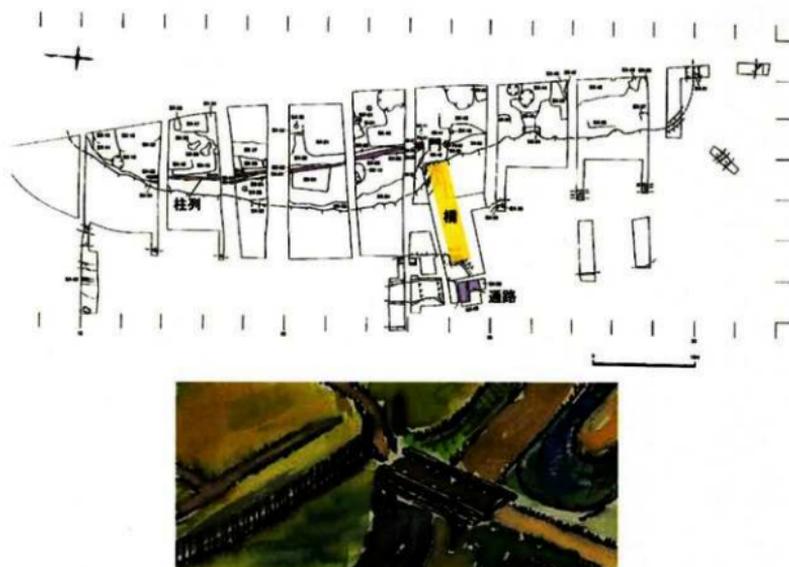
橋に至る通路やスロープ状の通路は、遺跡西側をまわりこむ道路から遺跡内へ入る一連のものとして想定されることから、復元的に整備します。

柱列
(門)

主要部の北西側の土塁と堀に沿うように、連続して丸太材を打ち込んだ柱列の痕跡 (SA-01、SA-03～SA-06) を確認しました。遮蔽や区画を目的とした「扉」と考えられますが、南側方向には延びないことから、北側にある施設を意図した配置と解釈されています。

柱列跡の最南端には、一段大きい材が据えられた痕跡があり (Pit-01)、9 R (270 cm) 弱離れた地点に同規模の丸太材がもう1基据えられていた痕跡がある (Pit-02) ことから、「門跡」と想定されました。

「門」柱は直径 16 cm ほどの丸太材と考えられます。柱列跡は打ち込みの間隔に変化はない一方で、南側では直径 14 cm ほどあるにもかかわらず、北にすすむにつれて材が細くなる傾向が見られます。このような区画施設は本遺跡の特徴であることから、復元的に整備します。



第11図 橋・通路・柱列（門）

【国史跡高麗歌館遺跡環境整備報告書Ⅱ】 2006 青森市教育委員会 に加筆

建物跡

調査では、多くの建物跡が確認されました。範囲のみ確認されたものを併せると、160棟にのぼります。このため、建物や通路跡の配置や時間的要素を考えると、同時期に10～15棟程度の建物が軒を連ねていたようです。

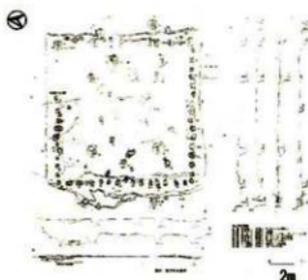
建物にはいくつかの種類があります。壁が立ち上がり屋内にカマドと柱がある一辺が9m四方の建物、一辺が4～5m程度とより小型で屋内にカマドはあるが柱のない建物、屋内に炉が設けられ金属加工を行っていた「工房」、小屋・倉庫と考えられる施設などがあります。

来訪者に本遺跡の特徴を具体的に伝えるとともに、臨場感のある整備を行うためには、少なくとも、竪穴建物跡（大型）、竪穴建物跡（小型）、工房跡の計3種類の建物の復元整備が必要です。

その他実物復元を行わない建物については、建物の規模などを平面的に表示し、理解が深まるようつとめます。

整備の対象となる11世紀の建物跡は以下のとおりです。

- ・ 竪穴建物跡（大型）…第23号建物跡、第52号建物跡、第60号建物跡
- ・ 竪穴建物跡（小型）…第2号建物跡、第3号建物跡、第50号建物跡 ほか
- ・ 工房跡……………第2号鉄関連遺構（鉄器製作）



第23号建物跡



竪穴建物跡（大型）



第50号建物跡

竪穴建物跡（小型）



第2号鉄関連遺構

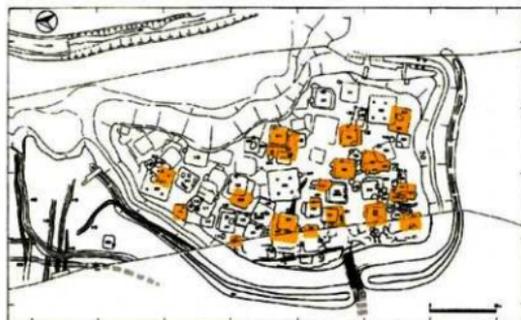


工房跡

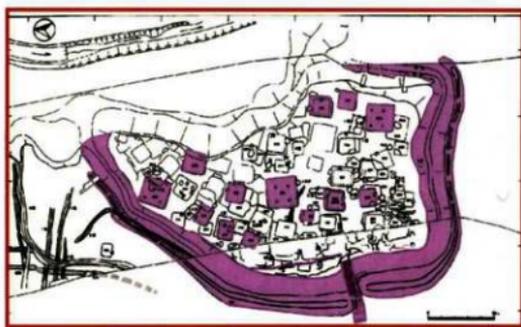
第12図 建物跡

『高麗数館遺跡』1998 青森県教育委員会

『国史跡高麗数館遺跡環境整備報告書Ⅱ』2006 青森市教育委員会より

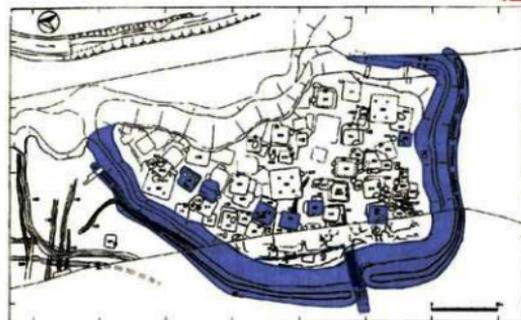


10世紀



11世紀

(整備対象時期)



11世紀後半
～12世紀

第13図 建物跡変遷図

『浪岡町史』第二巻 2004 浪岡町

『国史跡高麗館遺跡環境整備報告書Ⅱ』 2006 青森市教育委員会 より

(3) 見学路

史跡指定地内の見学路（園路）は、基本的に作業用車の通行路を兼ねる公園の園路として整備します。指定地は南北に長く、整備する施設は主に指定地の東側に偏ることから、現地の地形に合わせて西側に配置します。

集落が営まれていた当時、土塁の西側には南北方向に道路が延びていたと想定されていますが、その正確な規模や位置はまだ確認していません。このため、当時の道路を復元することは難しいことから、見学路は遺構表示とは異なる仕様とし、より多くの人々が快適に使えるよう、幅員・路面の材質・色調ほか仕様に配慮します。

(4) 自然地形の整備

C地区（保存・修景区域）北側には、雨水の多い時期に西側から大釈迦川へと一定量の水が流れる小川（沢）があるため、本区域を整備するにあたり、この小川を水場として活かした整備を検討します。

この水場は、親水区域として整備するだけでなく、当時の植生や生産活動を復元する際に効果的に利用できるよう配慮します。

(5) 便 益 施 設

駐車場、トイレなど便益施設については、遺跡の環境及び景観を損ねる恐れが大きいこと、作業用車も含めた遺跡への進入路が限定されることから、史跡南側の出入り口付近（学習施設等設置区域）に配置します。

また、遺跡案内板や復元遺構説明板、標識などについては、文字だけでなく写真や図などにより補足的に説明を行うよう心がけます。周囲の景観や、現在浪岡地区で計画されている各種事業のデザイン・色彩などに配慮しながらも、維持管理経費も考慮した上で材料を選定し、遺跡の時代性・社会性を体験できる雰囲気作りを目指します。

防火水槽または消火設備、避雷施設をはじめ防災施設の設置は、史跡全体の防災計画に基づくものとし、各施設の配置にあたっては、地下遺構の保存と景観の保全に十分配慮した位置及び規模・外観とします。台風や耐震のための設備や構造補強については、来訪者の安全や遺跡保護に係る重要な要素となることから、十分に配慮します。

(6) 植 栽

古代の周辺環境の復元を目指します。

当時の植生については、緊急発掘調査の際行われた樹種同定分析及び土壌水洗選別法（フローテーション法）による植物種子分析などにより、主に穀物や構造材に関する資料が確認されています。

・イネ・オオムギ・コムギ・アワ・ヒエ・キビ	などの穀類
・シソ科・マメ科（アズキほか）	
・タデ属、ホタルイ属、ホオズキ属、ナス科、アサ（麻）	などの草類
・ブドウ属・マタタビ属、ウルシ属	などの蔓性植物
・オニグルミ・コナラ属・ミズキ属、ヤマザクラ、キハダ	などの高木
・ヒノキアスナロ（ヒバ）	などの樹木

これら木本、草本類を遺跡の雰囲気を変えないよう配置し、現在の自然植生も活かし、野草の植栽を基本とします。芝については、必要最小限にとどめます。



写真8 北側に望む筑珠山

第4章 活用の方法

(1) 現地見学

史跡公園の現地見学は、最も基本的な活用方法であるとともに、多くの利用者数が想定されることから、利便性や安全性を確保する必要があります。

本遺跡は、来訪者が自由に見学できる史跡公園を整備する計画となっているため、見学路の整備や説明板を適宜配置し、資料（パンフレットほか）を整えることにより、来訪者が自由に見学できるように配慮します。また、遺跡への理解をさらに深めるため、職員やボランティアガイドによる解説も検討します。

さらに、防災施設や危険箇所には安全のための設備も設置します。

(2) 活用事業

本遺跡を活かした活用事業として、本遺跡並びに周辺の文化財を巡る歴史事業や古代北東北の「衣・食・住」に関する体験事業を行います。集落内で行われていた鉄製品製作に関連した体験や、アサ（麻）などの植物資源を使った繊維製作体験、食生活体験、古代の農作業などの体験を通して当時の生活を学ぶことができます。

体験事業の開催にあたっては学校教育の中で活用できる事業内容のほか、成人を対象とした内容も検討し、幅広い年齢層を対象としたプログラムを揃えることで、地域の歴史的資産への理解につながります。

さらに、地域住民や周辺住民から歴史事業の参加者や主催スタッフを育成することで、文化的活動の場を設けることとなります。



第14図 整備・活用のイメージ【保存・整備及び活用に関する意見書】より

(3) 地域とのかかわり

- ① 小中学校などの教育施設や生涯学習施設・団体と連携して、現地で郷土史や郷土の文化を学び活用する一方、現地から「出前展示」など教育施設や生涯学習へ歴史教育の資料を提供する体制をつくり、地域の歴史的特性を活かしたまちづくり・人づくりをすすめます。
- ② 遺跡を整備する過程や維持管理に関しても郷土史教育や地域学習の機会と位置づけ、遺跡の環境整備事業と連動した歴史事業を企画するなど、地域住民だけでなく、周辺住民と一体となった遺跡の活用方法や維持管理方法を検討します。
- ③ 史跡指定地の整備と平行して、市内にある国史跡 浪岡城跡や小牧野遺跡などの文化財や豊かな自然、周辺部の中世の館、道の駅などを含めた教育施設・観光施設との連携体制をつくります（観光マップやリーフレットへの参画・ホームページを活用した情報の発信など）。
- ④ 青森市の西の玄関口となるJR浪岡駅や浪岡駅に隣接して建設予定の、(仮称)地域交流センターを含めた駅前周辺整備と連動したサイン(看板)表示やデザインを目指します。



第15図 高層敷館遺跡へのアクセス

第5章 ガイダンス機能

(1) 施設

来訪者の利便性を確保するため、遺跡名表示板、総合説明板・整備ゾーン・遺構説明板・誘導板などの看板を設置し、屋外模型、トイレや防災施設などを備えた便益施設・ガイダンス施設の設置を検討します。

本遺跡では、今後長期にわたり保存整備、公開・教育普及活動などが行われることを考慮し、これら活動の拠点となる施設、または同等の機能を持つ施設が必要となります。特に、遺跡の解説・展示・近隣施設へのアクセスなどの情報提供や情報発信を担うガイダンス機能を有する施設は、出土遺物やパネル展示、パンフレットなどを通じて来訪者に遺跡の背景や特徴、性格などを伝えるだけでなく、小中学校の校外学習や市民の生涯学習の役割を担う場として特に重要となります。

こうした機能を持つ施設を設置する場所としては、史跡隣接地である「学習施設等設置区域」が、来訪者が最初に訪れる場ということもあり、最も効果が高いと考えられます。

また、遺跡から約 3.8 kmの地点にある「中世の館」での展示や案内についても検討します。

(2) 展示

出土資料の展示にあたっては、うつわや農具などの資料を並べるだけではなく、それらが当時どのような目的で、どのように使われていたのかなど、遺跡の特徴を理解する上で、より高い学習効果が得られるように配慮します。

また、本遺跡周辺の同時代の遺跡や県内外の類似の遺跡の調査成果を併せて示すことで、特徴を明らかにするとともに、日本史の中での意義をも理解できるようにつとめます。

さらに、塚地積層の断面写真や断面転写（剥ぎ取り）の実物大展示、発掘調査現場の復元展示など、発掘調査成果を体験できるように配慮します。



第16図 パンフレットの一例（環境土交通省作成）

第6章 整備年次計画

高屋敷館遺跡の整備事業については、本基本計画をふまえ、遺跡保存・保護事業（盛土被覆工事）を優先して行います（平成16年度より継続実施）。

さらに、遺跡保存・保護事業実施中に整備の「基本設計」をまとめ、基本設計を元に作成する個別の「実施設計」に即して本格的な整備事業をすすめる計画となっています。

なお、本基本計画の内容や各項目の実施年度については、「基本設計」の内容などにより流動的であり、本基本計画においては凡その目安を示すものです。

第7表 年次計画

年度(平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
項目																							
用地取得								■	■	■													
発掘調査	■	■	■									■	■							■	■	■	
保存・保護盛土整備 (盛土被覆工事)											■	■	■	■	■	■	■	■	■				
基本設計・実施設計																■	■	■	■	■			
情報発信事業																■	■	■	■	■	■	■	■
基盤整備 (整備盛土工事)																	■	■	■	■	■	■	■
補 鉄・ 見学路・照明ほか																	■	■	■	■	■	■	■
遺構整備 (壕・土壁・構ほか)																		■	■	■			
解説板ほか学習施設																			■	■	■	■	■
ガイダンス施設 ほか																						■	■
整備報告書				■		■					■	■										■	■

第7章 関連法令

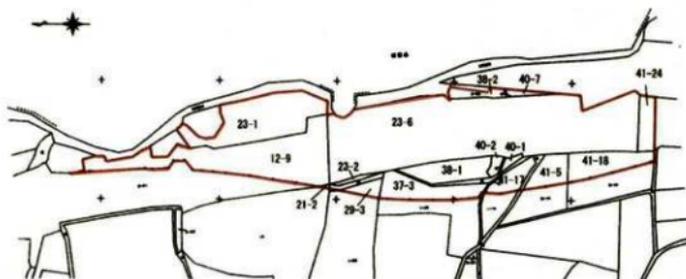
国史跡 高屋敷館遺跡に関連のある法令としては、文化財保護法（昭和25年5月30日法律214号）、青森県文化財保護条例（昭和50年12月22日（青森県条例第46号）、青森市文化財保護条例（平成17年4月1日条例第113号）以外にも、下記の都市計画や防災に係る規制・制限があります。

- ① 青森市都市公園条例（平成17年条例第188号）
都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき制定されました。
都市公園の設置並びに管理について必要な事項を定め、利活用の方法や行為に一定の基準を設けています。
- ② 青森市景観条例（平成17年条例第186号）
景観法（平成16年法律110号）に基づき制定されました。さらに、本条例を元に策定した『青森市景観計画』（平成18年8月）において、本遺跡一帯は「歴史・文化的景観地域」として位置づけられ、先人の遺産を大切にしたい「歴史・文化的景観」の保全・形成に努めるため、屋外工作物条例（平成18年条例第6号）などにより看板の色彩などについて一定の基準が定められています。
- ③ 青森市地域防災計画（平成19年3月策定）
総則・災害予防計画編／風水害等対策編／地震対策編により構成されています。
「第2章 災害予防計画」中、「文化財の災害予防」では、災害時の管理や対応に関する定めがあります。
さらに、「警備対策」については、警察署と連携した、災害整備体制の確立・危険箇所の把握・防災意識の普及・教育・訓練の実施や、防災関係機関との協力体制を確立することが掲げられています。

このため、本遺跡の整備事業においては、「歴史・文化的景観」の中心となる古代の集落を対象とした史跡公園を目指し、景観との調和をとりながらも、国指定文化財としての高屋敷館遺跡、という特殊性に配慮した整備をすすめ、市としての防災計画に即した維持管理を行うよう、地域関連部局並びに地域住民との連携を図ります。

資料編

(1) 地番・地積



第17圖 地籍圖（史跡範圍圖）

第8表 指定地地番・地積（平成19年12月現在）

地 番	地積 (㎡)	
青森県青森市浪岡 大字高屋敷字野尻	12番地9	4,982.00
	21番地2	14.00
	23番地1	3,386.00
	23番地2	116.00
	23番地6	13,654.00
	29番地3	303.00
	37番地3	1,347.00
	38番地1	1,221.00
	38番地2	357.00
	40番地1	111.00
	40番地2	160.00
	40番地7	157.00
	41番地17	603.00
	41番地5	680.00
41番地18	1,384.00	
41番地24	633.00	
公有化面積	29,108.00	
国有地（道路敷・水路敷）	654.72	
指定面積	29,762.72	

(2) 青森市総合計画ーネクスト Aomori 推進プランー／前期基本計画 (抜粋)

平成 19 年 3 月策定

「シティ・マネジメント編」

第5章 未来をひらく 豊かな人を育むまち

第3節 豊かな感性を磨く文化・芸術

現況・取り巻く環境

恵まれた風土を活かして

○本市は、青森ねぶたをはじめ、棟方志功画伯に代表される版画、三内丸山遺跡や小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡などの史跡など、次代に継承すべき有形・無形の多くの文化的遺産や資源に恵まれています。

○国内外の優れた芸術に触れる機会を確保するため、文化会館、市民文化ホール、市民美術展示館、国際芸術センター青森、中世の館などを開館しています。

求められる心の豊かさ、生活への潤い

○生活水準の向上や余暇時間の増大、価値観の多様化などに伴い、心の豊かさや生活への潤いが求められるなど、文化・芸術への関心が高まっています。

○地域の特性を活かした文化を再認識するとともに、時代の変化に対応した新しい文化を創出することが重要です。

地域の特性を活かした文化・芸術

○多種多様な文化・芸術の鑑賞機会の提供とともに、多様化する文化・芸術活動を促進するため、身近な文化・芸術活動の機会や鑑賞機会の場として、既存施設の特性を活かし、有効活用にも努める必要があります。

○本市は、棟方志功画伯をはじめとする偉大な版画家を輩出した「版画のまち」であり、版画文化を本市の代表する文化として振興する必要があります。

○青森ねぶたなどの固有の風土の中から育まれてきた郷土の伝承・伝統文化や貴重な文化財を保存・活用し、郷土の文化を次代へ継承していく必要があります。

施策の成果 (ビジョン)

1. 一人ひとりの生活はもとより、潤いに満ちた文化・芸術の薫り高いまちとなります。
2. 地域に根ざした文化・芸術として、伝統的な版画文化が次代に継承されるとともに、新たな技法を用いるなどの版画文化の創造が図られます。
3. 郷土の伝承・伝統文化への誇りと愛着が培われ、地域ならではの特性を有する文化が次代へ引き継がれます。
4. 郷土の歴史・文化に対する誇りと愛着が培われ、貴重な文化財が次代へ引き継がれます。
5. 優れた文化・芸術作品を鑑賞することなどにより、文化・芸術活動に対する機運が醸成されます。

施策の内容（ビジョン達成の道筋）

1 文化・芸術活動の充実

市民の主体的な文化・芸術活動に対する支援や、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化・芸術の充実を図ります。また、個性ある独自の文化・芸術の創造機会の提供に努めます。

2 版画文化の充実

版画に関する市民活動に対して支援するとともに、版画の創作や優れた作品に触れる機会の充実に努めます。

3 伝承・伝統文化の保存・継承

郷土の伝承・伝統文化の普及活動を支援するとともに、発表機会の充実を図るなど、保存・継承に努めます。

4 文化財の保存・活用

三内丸山遺跡、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡に代表される史跡や貴重な文化財の保存・整備・活用に努めるとともに、文化財保護意識の普及・啓発を図ります。

5 文化・芸術施設機能の充実

既存施設の特性を活かしながら有効活用を図り、多種多様な文化・芸術作品などの鑑賞機会の提供に努めます。また、文化・芸術活動に気軽に参加できる機会づくりに努めます。

(3) 関連法令

① 文化財保護法（抜粋）

昭和25年5月30日法律214号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1. 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
2. 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
3. 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
4. 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
5. 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
6. 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

- 第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2. 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共

のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たつて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第125条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
 - 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
 - 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
 - 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

② 青森市都市公園条例(抜粋)

平成17年 条例第188号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 公園を設置し、その区域を変更し、又は公園を廃止するときは、市長は当該公園の名称、所在地、区域(公園を廃止する場合を除く。)その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(行為の制限)

第3条 次の各号に掲げる行為をするため公園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 1 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 2 業として写真又は映画等を撮影すること。
 - 3 興行を行うこと。
 - 4 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は1部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 1 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。)
 - 2 行為の目的
 - 3 行為の期間
 - 4 行為の場所又は公園施設
 - 5 行為の内容その他市長の指示する事項
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
 - 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
 - 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係る事項については、この限りでない。

- 1 公園又は公園施設の施設若しくは物品を損傷し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- 2 竹、木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 3 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 4 ごみその他の汚物を捨てること。
- 5 広告又はこれに類するものを掲示し若しくは散布すること。
- 6 立入禁止区域に立入ること。
- 7 指定された以外の場所に、車馬を乗り入れること。
- 8 みだりに火気(次号に掲げるものを除く。)を扱うこと。
- 9 夜間(午後10時から日の出までの時間をいう。)において花火等をする事。
- 10 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は公園に関する工事のため、必要があると認めるときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

④ 青森市景観条例(抜粋)

平成17年 条例第186号

青森市は、八甲田山や陸奥湾に代表される雄大な自然、三内丸山遺跡や浪岡城跡、ねぶた祭りに代表される歴史と文化、雪国としての生活様式など、地域の歴史の中で守り、培われてきた自然や風土、生活、文化等があり、個性豊かで調和ある都市を築くための環境に恵まれている。

これらのかけがえのない市民共有の財産を守り、また有効に活用し、快適で個性的な都市環境を次世代

に引き継いでいくことは、わたしたち市民の大きな責務である。

わたしたち市民は、ゆとり、うるおい、やすらぎや美しさの感じられる都市づくりを目指し、青森らしい魅力ある景観の形成に総力をあげて取り組み、愛着と誇りのもてる都市を創造することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、青森市の良好な景観形成に関し必要な事項及び景観法(平成 16 年法律第 110 号、以下「法」という。)の規定に基づく良好な景観の形成のための行為の制限に関して必要な事項を定めることにより、青森らしい魅力ある景観形成を推進し、もって愛着と誇りのもてる都市づくりに資することを目的とする。

(市の責務)

- 第 3 条 市は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、良好な景観の形成の促進に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、学校、公園その他の公共施設を建設し、設置し、又は整備するときは、景観形成の先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(景観計画の策定)

- 第 6 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条に定める手続によるほか、あらかじめ第 21 条に規定する青森市景観審議会の見解を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画を変更しようとする場合について準用する。

⑤ 青森市屋外広告物条例(抜粋)

平成 18 年 条例第 6 号

(禁止地域等)

- 第 4 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置してはならない。
- 1 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区及び緑地保全地区(市長が指定する区域を除く。)
- 2 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定され、又は同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された区域
- 3 青森県文化財保護条例(昭和 50 年青森県条例第 46 号)第 4 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第 38 条第 1 項の規定により指定された区域

- 4 青森市文化財保護条例(平成17年青森市条例第113号)第4条第1項又は第29条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第36条第1項の規定により指定された区域
- 5 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある区域(市長が指定する区域を除く。)
- 6 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)
- 7 青森県自然環境保全条例(昭和48年青森県条例第31号)第3章から第5章までの規定により指定された県自然環境保全地域、県開発規制地域及び県緑地保全地域(市長が指定する区域を除く。)
- 8 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2章の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- 9 青森県立自然公園条例(昭和36年青森県条例第58号)第2章の規定により指定された県立自然公園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- 10 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)(市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。))の市長が指定する区間
- 11 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- 12 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- 13 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- 14 港地、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- 15 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設及びこれらの敷地
- 16 緑地、古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- 17 社寺、教会、火葬場の建造物及びこれらの境域で、市長が指定する区域

⑥ 青森市地域防災計画(抜粋)

平成19年3月策定

第2章 第2部 救援・救護体制の整備

第5節 文教対策

第6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設及び設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第8. 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世

に伝えるためには万全の配慮が必要であることから、文化財の所有者又は管理者は、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、青森市教育委員会は文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。また、文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあっては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより、委任を受けた県教育委員会及び青森市教育委員会の指示に、県指定のものにあっては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

(4) 環境整備事業に係る委員会等

① 高屋敷館遺跡活用検討委員会

高屋敷館遺跡活用検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高屋敷館遺跡の国史跡指定にあたって、「中世の里」浪岡町にふさわしい史跡公園として保存・整備及び活用の基本方針を得るため、高屋敷館遺跡活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、浪岡町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高屋敷館地区町民の代表者
- (3) 浪岡町教育委員会が必要と認める者

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高屋敷館遺跡の保存・整備及び活用の基本方針（以下、「保存・整備及び活用の基本方針」という。）の策定に関すること。
- (2) 保存・整備及び活用の基本方針の策定に必要な資料の調査研究に関すること。
- (3) その他、保存・整備及び活用の基本方針の策定に必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成12年9月から平成13年3月までとする。ただし、委員は保存・整備及び活用の基本方針の策定が終了したときは解任されるものとする。

(職務)

第5条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、浪岡町教育委員会生涯学習課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成12年9月26日から施行する。

高屋敷館遺跡活用検討委員会 名簿（平成12年委嘱時、敬称略）

No.	氏 名	役 職
1	加 藤 康（委員長）	浪岡町議会議員
2	古 村 一 雄	#
3	森 正 史	浪岡農業共同組合りんど代表委員会委員長
4	古 村 哲 三	高屋敷町内会会長
5	小笠原 勲	前青森県文化財保護委員
6	佐 藤 道 留	婆娑羅凡人舎 舎員
7	齊 藤 とも子（副委員長）	浪岡町五十人委員会委員
8	長 内 孝 緑	浪岡北小学校PTA会長

② 史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会

史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会 設置要項

(目的)

第1条 浪岡町教育委員会が史跡・高屋敷館遺跡を『史跡公園』として環境整備するにあたり、基本方針及び基本計画を検討し、町民および町内外の人々に活用される『史跡公園』のための環境整備を実施するため、史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置と事務局)

第2条 委員会は、浪岡町教育委員会生涯学習課文化班内に設置し、文化班員が事務局員となる。

(委員・参与)

第3条 委員会は、10名以内の委員及び参与をもって構成する。

2 委員は、第1条の目的を達成するため委員会に出席し、議事案件に対し自らの意見を述べることができる。

3 参与は、第1条の目的を達成するため委員会に出席し、議事案件に対し指導することができる。

(委嘱と任期)

第4条 委員及び参与は、浪岡町教育委員会教育長が委嘱し、任期は委嘱年度の年度末までとする。ただし、再任はさまたげない。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置き、委員の互選によって選出する。

委員長	1名
副委員長	1名

(役員の任務)

第6条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会開催時の議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故ある時、委員長の代理を勤める。

(招集)

第7条 委員会の招集は浪岡町教育委員会教育長が行う。

(議事)

第8条 委員会は、教育委員会から提示された議事案件に対し、目的達成のための意見交換を行い、教育

委員会が実施する環境整備事業に対し提言・指導できる。

(附則)

第9条 本要項に対応する事務の事項は、別項で定める以外浪岡町教育委員会事務専決規程を準用する。

(補則)

第10条 本要項は、平成16年4月19日から施行する。

史跡高屋敷館遺跡環境整備委員会 名簿 (平成16年委嘱時、敬称略)

No.	氏 名	役 職
1	村 越 潔 (委員長)	弘前大学 名誉教授
2	三 浦 貞 栄 治 (副委員長)	浪岡町文化財審議会 会長
3	小 口 雅 史	法政大学 教授
4	高 島 成 侑	八戸工業大学 教授
5	関 根 達 人	弘前大学人文学部 助教授
6	佐 藤 道 留	婆娑羅凡人舎舎員
7	齊 藤 と も 子	浪岡町歴史ボランティアの会 副会長
8	古 村 哲 三	高屋敷町内会 会長
9	小 野 健 吉 (参与)	文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官
10	相 馬 信 吉 (参与)	青森県教育庁文化財保護課 総括主幹

③ 史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議

史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議 開催要項

1 目的

壕と土塁で囲まれた古代の環壕集落である史跡高屋敷館遺跡を多くの人々に活用される『史跡公園』として環境整備するにあたり、整備の具体像を示した基本計画を検討するために、史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議を開催するものである。

2 開催回数 年度内で3回

3 出席者（一覧のとおり）

4 主管課

青森市教育委員会 文化財課

5 会議の運営

アドバイザー

会議進行役（座長）を置き、計画（案）に対して意見を述べる

オブザーバー

計画（案）に対し助言をおこなう

主管課

青森市教育委員会文化財課員が、計画（骨子案）の作成、とりまとめ、庶務をおこなう

6 会議スケジュール等

①開催日程

- | | | |
|--------|-------------|---------------|
| ・第1回会議 | 平成18年12月18日 | 議事（趣旨説明）・現地視察 |
| ・第2回会議 | 平成19年1月22日 | 議事（意見交換） |
| ・第3回会議 | 平成19年2月23日 | 議事（意見交換・意見集約） |

②基本計画策定までのながれ

7 会場

青森市役所浪岡庁舎 会議室
高屋敷館遺跡

史跡高屋敷館遺跡環境整備基本計画検討会議 名簿（平成18年開催時、敬称略）

No.	氏 名	役 職
1	藤 沼 邦 彦（座長）	弘前大学人文学部 教授
2	村 越 深（アドバイザー）	弘前大学 名誉教授
3	高 島 成 侑	元八戸工業大学 教授
4	関 根 達 人	弘前大学人文学部 助教授
5	斎 藤 権 治	浪岡地区校長会 会長
6	佐 藤 二 彦	道の駅なみおかアップルヒル 駅長
7	佐 藤 道 留	婆娑羅凡人舎 代表
8	玉 熊 訓	青森市緑化協同組合 理事
9	小 野 健 吉（オブザーバー）	文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官
10	中 野 聖 子（オブザーバー）	青森県教育庁文化財保護課 総括主幹

事 務 局

平成12年度

浪岡町教育委員会 教育長 成田 清一

生涯学習課 課長 木村 雄雄 文化班長 工藤 清崇 主任主査 木村 浩一 主任技能員 小田桐 勝昭

平成16年度

浪岡町教育委員会 教育長 成田 清一

生涯学習課 課長(文化班長事務取扱) 常田 典昭 主任主査 木村 浩一 主任主査 田沢 哲郎

平成17年度

青森市教育委員会 教育長 角田 詮二郎

浪岡教育事務所 所長 工藤 照造 社会教育課 課長 成田 豊昭 主幹 木村 浩一 主査 船水 良誠 主事 竹ヶ原 亜希

平成18年度

青森市教育委員会 教育長 角田 詮二郎 教育部長 古山 勝猛 教育次長 相馬 政美

参事・文化財課長事務取扱 遠藤 正夫 文化財課 主幹 多田 弘仁 文化財主事 児玉 大成 主事 竹ヶ原 亜希

平成19年度

青森市教育委員会 教育長 角田 詮二郎 教育部長 古山 勝猛 教育次長 相馬 政美

参事・文化財課長事務取扱 遠藤 正夫 文化財課 主幹 藤村 和人 文化財主事 児玉 大成 主事 竹ヶ原 亜希

国指定史跡高屋敷館遺跡 環境整備基本構想・基本計画

発行年月日 平成20年(2008) 1月21日

発 行 青森市教育委員会

〒030-0012 青森県青森市柳川二丁目 1番1号

TEL.017-761-4796
